

平成 8 年 1 1 月 2 8 日 九運公福第 2 9 号  
一部改正 平成 1 1 年 4 月 1 日 九運公福第 3 8 号

## 公 示

### 自動車ターミナル法の許認可に係る審査基準及び 標準処理期間について

自動車ターミナル法の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車ターミナルに係る審査基準及び標準処理期間を下記のとおり定める。

平成 1 1 年 4 月 1 日  
九州運輸局長 上子道雄

#### 記

#### 一、事業の許可 <法第 3 条>

##### (審査基準) <法第 6 条>

1. 当該一般自動車ターミナルの位置、構造及び設備が政令で定める基準に適合するものであること。
  - ・ 申請に係る自動車ターミナルの位置、構造及び設備が自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令(昭和 3 4 年政令第 3 2 0 号)で定める基準に適合するものであること。
2. 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
  - ・ 事業開始に要する資金の見積り、資金調達計画、供用開始後の事業収支の見積り等が適切なものであること。
3. 当該事情を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
  - ・ 事業の経営主体が事業の運営に必要な資金調達能力、資力、経営能力等を有すること。

##### (標準処理期間)

2 ヶ月

#### 二、位置、規模、構造又は設備の変更許可 <法第 1 1 条第 1 項>

##### (審査基準) <法第 1 1 条第 2 項>

1. 位置又は規模の変更にあつては、一 1、2、3 に定める審査基準を満たしていること。
2. 構造又は設備の変更にあつては、一 1 に定める審査基準をみたしていること。

##### (標準処理期間)

2 ヶ月

三、事業の譲渡、譲受の認可 < 法第 12 条第 1 項 >

( 審査基準 ) < 法第 12 条第 3 項 >

- ・ 事業の経営主体が、事業の運営に必要な資金調達能力、資力、経営能力等を有すること。

( 標準処理期間 )

1 ヶ月

四、法人の合併の認可 < 法第 12 条第 2 項 >

( 審査基準 ) < 法第 12 条第 3 項 >

- ・ 三で定める審査基準を満たしていること。

( 標準処理期間 )

1 ヶ月

五、専用バスターミナルの確認 < 法第 15 条 >

( 審査基準 ) < 法第 15 条 >

- ・ 申請に係る専用バスターミナルの構造及び設備が、自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令( 昭和 34 年政令第 320 号 )で定める基準( 位置に係るものをのぞく。 )に適合するものであること。

( 標準処理期間 )

2 ヶ月

附則

- 1 . この公示は、平成 8 年 11 月 28 日以降受付ける事案から適用する。
- 2 . 「バスターミナル事業の工事施行認可申請期限の延長等申請事案の処理方針について」( 平成 6 年 10 月 1 日付け ) 及び「地方運輸局長権限に係る倉庫業法等の審査基準及び標準処理期間について」( 平成 6 年 10 月 1 日付け ) は廃止する。